

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「労働者派遣法」）の第23条5項及び施行規則第18条の2により、マージン率等について下記のとおり提供いたします。

対象期間：2026年4月1日現在

1.派遣労働者数：0名

2.派遣先の数：0件

3.派遣料金の平均額（1日8時間計算）：実績なし 円（小数点以下四捨五入）

4.派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間計算）：実績なし 円（小数点以下四捨五入）

5.マージン率：実績なし（小数点第2位を四捨五入）

※

マージン率=(労働者派遣料金平均賃金-派遣労働者賃金平均額)/労働者派遣料金平均賃金×100

※

マージンには社会保険料、福利厚生費、教育研修費、事業運営費を含みます。

6.令和7年度 法第30条の4第一項の労使協定について

(1)労使協定を締結しているか：締結していない

7.教育訓練に関する事項

(1)キャリアアップに資する教育訓練

訓練の内容		対象	方法	費用	賃金
年次研修	・派遣先業務訓練 ・O A 機器設定 ・専門技術向上訓練 ・顧客ニーズと目標管理 ・マネジメント研修	就業時	OFF-JT	無償	有給

(2)キャリアコンサルティング相談窓口

相談をご希望の場合は、下記へご連絡ください。

電話番号：04-2926-1515

メール：info-@rise.co.jp